

【論文】

# 多文化共生社会における公教育と市民活動に関する 考察

—公立夜間中学設立の動きに関連して—

大重 史朗

- 1 問題の所在
- 2 多文化共生社会の現状
- 3 公教育と教育行政のあり方の考察
- 4 夜間中学の先進事例
- 5 市民活動としての自主夜間中学の先進事例
- 6 公教育と市民活動の連携の必要性—むすびにかえて

## 1. 問題の所在

現代の日本社会においては少子高齢化が進み、合計特殊出生率も1947年に4.54だったのに対し、2016年では1.44にまで落ちこんでいる<sup>(1)</sup>。一方、高齢化についても2017年10月現在の高齢化率は27.7%であり<sup>(2)</sup>、おおよそ日本人の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、将来の労働力不足が懸念されている。

そうした中で、外国人住民は、リーマンショック直後には減少傾向だったが、2017年末現在の在留外国人は中長期在留者と特別永住者を合わせ、合計256万1848人で、前年比で17万9026人(7.5%)増加している<sup>(3)</sup>。日本政府は現在のところ移民政策はとっていないが、外国人住民は急激に増えているという現実を抱えている。そもそも、外国人住民との多文化共生社会構築をめざすことを前提に、中国や韓国・朝鮮系住民を「オールド・カマー」として位置づける一方、1990年の改正入管法の施行に伴い、製造業を中心

とした地域に家族とともに移住している南米系日系外国人を「ニュー・カマー」と分類し、その教育環境や国際交流の実態、公立学校や外国人学校と地元地域との連携の実態を中心とした先行研究や報道が増えている。

しかし、昨今は、中国や韓国および南米諸国に限らず、あらゆる国や地域の人々が日本国内に移り住んでいるのが実情である。また、家族関係においても両親または一方の親は日本以外の外国で出生し、外国で生活を営んでおり、その子どもは日本で出生し、日本国内で義務教育を受けているため、家庭内における使用言語が親子で違う実態がある。また、日本に定住や帰化をしているために、両親または一方の親の母語は日本語ではない一面があるほか、苗字は日本名で、子どもは地元の公立校に小学校のうちから通学している現状があるなど、複雑な実態がある。これらの実態からはすでに「日本人」とか「外国人」といった枠組みそのものの定義があいまいになっている。とくに外国人という呼び方は、在留外国人の実態から「生まれた時から日本に住んでいる人以外」の人々を「外国人」とするだけでは実態に合わず、むしろその背景には、「日本人」に対峙する人々として「外国人」と呼ぶのではなく、「外国にルーツをもつ人々」と呼ぶのが相応しい現実がある。彼等にもそれぞれの生まれ育ってきた歴史や文化的な背景があり、その集合体として、日本国内では多文化共生社会となっているからである。

その「外国にルーツをもつ人々」について、政府は「生活者」としての視点から多文化社会構築について、「共生施策」を打ち出している。定住外国人を日系ブラジル人など日系2世や3世に限定しながらも、日系定住外国人施策推進会議を発足させ、①日本語教育、②子どもの教育、③安定した雇用、④社会の中で困ったときのための安心・安全な暮らし、⑤地域社会の一員になるために、⑥お互いの文化の尊重—といった6分野を重点項目として取り組みは始めている<sup>(4)</sup>。

日系外国人に限らず、多文化共生策が、政府や各自治体においても充実してきている。例えば、政府・与党の調査会の中においても「現在でも外国人労働者の増加が続く中で、今後、人口減少が進むこと、介護、農業、旅館等

特に人手不足の分野があることから、外国人労働者の受入れについて、雇用労働者としての適正な管理を行う新たな仕組みを前提に、移民政策と誤解されないように配慮しつつ（留学や資格取得等の配慮も含め）、必要性がある分野については個別に精査した上で就労目的の在留資格を付与して受入れを進めていくべきである」とすることに加え、「国家戦略としても人口が減少する中で我が国の活力を維持するためには、外国人に今以上に活躍していただくことが必要であり、そのような観点から、現在の外国人労働者数（90.8万人）を倍増しても対応できる制度を構築すべきである」と踏み込んだ表現をしている<sup>(5)</sup>。

その背景には、例えば、製造業を中心とした地域における南米系日系外国人の教育や福祉の問題について、毎年1回、地方自治体や学識経験者、中央省庁関係者らが参加しての会議が開かれていることが挙げられる。これは2001年に発足した外国人集住都市会議のことであり、いわゆる「ニュー・カマー」を前提とはしているが、外国人施策を地方自治体レベルから提言し、課題解決に向けて情報交換・情報共有されていることは意義深いといえる<sup>(6)</sup>。

国内においては、前述したように、少子高齢化が年々進み、労働力不足が一層進むことが予測され、移民政策導入の是非が問われることが多い点などをとらえ、朝日新聞社が2015年に、日本とドイツで実施した世論調査結果を公表した<sup>(7)</sup>。調査結果によると、永住を希望して日本にやってくる外国人を移民として受け入れることについて「賛成」が51%で、「反対」の34%より多かった。これは2010年に同様の調査を行った結果と逆転現象が生じた。一方、読売新聞が同年に行った世論調査では、日本に定住を希望する外国人を移民として受け入れることについて「賛成」は38%、「反対」が61%と朝日調査とは逆の結果が出た<sup>(8)</sup>。しかし、読売調査においても20代は「賛成」「反対」がほぼ半数ずつであった。一方、両調査において、外国人の労働者や住民が増えると「治安が悪くなる」といった考え方が若者から高齢者まで根付いていることがわかった。

さらに、『平成 29 年版警察白書』<sup>(9)</sup> の中では、「来日外国人の主な国籍別検挙状況の推移」という統計がまとめられている。同項によると、2007 年に来日外国人の検挙数は総数で、3 万 5782 件、1 万 5914 人だったのに対し、2016 年では、1 万 4133 件、1 万 109 人と毎年減少しているのがわかる。国別にみても最多の中国で、2007 年に 1 万 2611 件、5353 人だったのが、2016 年では、4620 件、3193 人と減少している。これは従来から来日が続いている中国や韓国、およびブラジルやペルーなどで減少傾向がみられる一方で、ベトナムやネパールなど年々来日人口が増えている国ほど検挙数が増えているのがわかる。この傾向は単に「外国人の入国が増えると犯罪が増える」という一部の日本人のいわば「固定観念」と実態のデータが相反する結果ではないかと推察できる。

しかしながら、本当の意味での「共生」をはかるには、単に「犯罪が少ないから大丈夫だ」ということにはならない。日本語を学習したり、子どもに限定すれば、学習の機会を日本人並みに平等にしたりする必要がある。それがなければ多文化による「共生」は成り立たないのではないだろうか。

実際、ユネスコの報告書があり、「生涯を通じた学習とは『知ることを学ぶ』、『為すことを学ぶ』、『共に生きることを学ぶ』、『人間として生きることを学ぶ』という 4 本柱を基とする」とする指針と勧告を示している<sup>(10)</sup>。

筆者は 2002 年 9 月から 2005 年 3 月まで、静岡県 H 市に居住していたが、南米系外国人の子どもたちの「不就学」問題の解決が、同市の課題となりつつあった。平日の昼間であるにもかかわらず、新幹線の主要駅前のロータリーでたむろをして時間をつぶしている若い世代は、明らかに南米系の子どもたちであった。そこで、同市は全国にさきがけて市内のペルー人学校を私塾扱いだったものを県の裁量とともに各種学校に格上げし、直後に準学校法人化に成功した。まずは比較的所得層にあたる家庭の「ニュー・カマー」の子どもたちを受け入れる「器」を公的に認める形で、報道では「静岡方式」とも呼ばれた<sup>(11)</sup>。その後、全国各地でブラジル人学校などの学校法人化が試みられたが、地方自治体が設置・運営する公立高校や中学など「公教

育」の場で積極的な外国人支援策が行われることは少なかった。

しかし、外国人の子どもたちの教育環境をめぐり事態が一変した。2016年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律（以下、「教育機会確保法」と表記）」が成立し、第14条に夜間中学に関する記述がなされたのである<sup>(12)</sup>。実際、夜間中学には、学校により事情が異なるケースもあるが、不登校をはじめ経済的な事情などさまざまな個人的な事情を経験して学齢期を過ぎた日本人の子どもと、外国人の子どもの学級の2種類が併設され運営されている実態がある。

文部科学省が2018年7月に出した「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第2次改訂版）」によると、夜間中学（正式には中学校夜間学級）は戦後の混乱期で生活困窮などの理由から昼間に就労などを余儀なくされた学齢期の生徒が多くいたことから、義務教育の機会を提供する目的で1945年以降中学校に付設された。

1960年代ごろには、設置数は80以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、2017年度現在、8都道府県25市区で31校が設置されている。中でも近年では、日本国籍を有しない生徒が増加し、全体の約8割とされる。そして、夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている、としている。

さらに2018年6月、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとした。予算面では、市町村立のみならず、都道府県立の夜間中学の設置も進むよう、既に義務教育費国庫負担法が2017年3月に改正され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられることになった。

夜間中学31校には2017年7月現在、日本人と外国人を合わせて1687人

の生徒が在籍している。このうち、年齢別在校生生徒数は、「60歳以上」が全体の27.0%を占め最多であるが、そのほか、「15～19歳」が20.3%、「20～29歳」が16.9%、「30～39歳」が13.3%、「40～49歳」が12.9%、「50～59歳」が9.6%と「60歳以上」の次は、「15～19歳」とほぼ学齢期に近い若年層が多いことがわかる。ちなみに、学齢者（学齢期の生徒）は0%である。同じく2017年7月現在の在籍者のうち、国籍別にみると、①中国（568人）、②ネパール（225人）、③韓国・朝鮮（202人）、④ベトナム（122人）、⑤フィリピン（108人）、⑥タイ（27人）、⑦インド（22人）、⑧台湾（16人）、⑨ペルー（11人）、⑩ブラジル（10人）、⑪その他（45人）の順となっている。

「手引き」の中では、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者（「義務教育未修了者」と呼ぶ）に教育機会の提供を行うとともに、義務教育を受ける機会を実質的に保障するため、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者（「入学希望既卒者」と呼ぶ）を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されているとしている。また、多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で、夜間中学で受け入れることも可能とされる。さらには、外国籍の者についても、国際人権規約等を踏まえ、日本国籍の者と同様に夜間中学に受け入れ、教育機会を確保することが求められている。多文化共生施策として、全国的な夜間中学の設立の動きに合わせ、その実態はどのようなものであり、公教育のあるべき姿、そして、その周辺に位置づけられているであろう、行政や市民の動きはどのような関連性をもってそれぞれの役割を果たしているのだろうか。

## 2 多文化共生社会の現状

「多文化共生」については、先行研究が年々増えている傾向にある。研究者が社会学や政治学、教育学、行政学などの分野から参入し、その定義づけ

を議論している。「多文化」とは人は誰でも文化的な背景があることから始まり、「共生」、つまり「共に生きる」とは社会の中で場を同じくして生きる、文字通り「共に生きる」ことから、あくまでもその上下の格付けをなくして「生活者」としての位置づけを行う傾向にある。

また、「日本人論」の立場からは、「日本（人）は単一民族である」という概念は、アイヌ民族の存在は明らかであるばかりか、中国大陸や朝鮮半島から日本に移り住んだ人々が日本に自国の文化をもたらし、その子孫が日本の各地に家族と共に住んでいる現状から考えると、すでに現実的ではなくなっていると考えられる。「多文化共生」を考えるにあたり、「日本人」の定義づけが必要になっている。「外国人」とは何か。「日系ブラジル人、日系ペルー人」という言い方は適しているのか。日本に国籍がある、あるいは戸籍があるだけで「日本人」と呼んで構わないのか、また、逆に日本に国籍がない人を「外国人」と呼んでよいのか、「国」の定義づけなど、曖昧になってきているのが実情である。そこで、昨今、研究者の中には、外国人のことをあえて「外国にルーツをもつ人」と表現する研究者さえ出現してきているのである。

例えば、横浜市や川崎市の臨海部における外国人子弟の教育に関する数多く存在する研究の中で、塩原は外国人子弟について「外国につながる子ども」と表現し、学校での勉強法や入試制度など、日本の教育に関する知識やノウハウが親に不足しがちな上に、相談相手となれる家族や知人などの人脈に乏しい傾向がある、と分析している。そして、ニュー・カマー外国人住民の親世代が経験する社会的排除が子どもたちの教育達成を困難にしていると指摘する。塩原は社会的排除を「個人が自分が望むだけ、必要なだけ同じ社会に住む他者と結びついていられる状態ではないこと」と定義づけた上で、子どもをもつ親たちが経済的な面のほか言語面でも不利な状況におかれ、日本社会のなかで自らの文化やアイデンティティに低い価値しか認められない状況では、親から子どもに継承される経済・文化・社会関係資本は限られたものになる。そして、子どもたちの教育の機会を奪い、学習意欲や学力達成

が限定されると述べている<sup>(13)</sup>。

塩原は、横浜市や川崎市の臨海部では貧困家庭や就学前、学齢超過などの事情がある「外国につながる子ども」への学習支援に行政や支援団体が取り組んでいることを紹介。子どもたちの日本社会への参加を通じた自己実現（社会的包摂）の機会の確保および、社会的シティズンシップを保障する試みであると位置づけている。塩原はシティズンシップを、「市民としての権利・義務・アイデンティティのあり方、社会的権利のこと」とであると定義づけている。そして彼らのシティズンシップを保障することは行政の責任であり、国際結婚などにより「日本人」と「外国人」を区別することが困難な時代では、社会的包摂を国籍に関わりなく保障する社会政策が目指されるべきだと主張している。また、成長するにつれて形成される個性と違い、属性は生まれつき定められているため、属性により不利益が生じることを防ぐ「特別な」措置を講じてこそ「公正な」扱いであり、「同じ扱い」とは違った教育における機会の平等が達成されると主張する。本稿も塩原の趣旨に一定の賛意を示したい。

一方、外国人労働者についてかつては「出稼ぎ労働者」の意味合いが強かったが、現在の外国人労働者は一定期間日本で働き、場合によってはそこで家族や子どもを産み育てる「住民」の意味合いが強い傾向にある。塩原は「ニュー・カマー外国人の居住期間が長期化し、第二世代が台頭することで、従来のように外国人住民を『ニュー・カマー』と『オールド・カマー』に明確に区別することも難しくなっていくだろう」と述べている<sup>(14)</sup>。

例えば、南米系日系人が多く住む「外国人集住都市」として知られる静岡県H市にはかつて南米系日系ブラジル人の家族の中に、父親は日系二世で二人の子どもは日本で育ち日本語が堪能であるが、母親は母国語をポルトガル語とするブラジル人である家庭があった<sup>(15)</sup>。かつては中国や韓国・朝鮮から日本に移り住んだ住民を「オールド・カマー」との枠組で、また、1990年の改正入管法以後に日本に移り住んだ南米系日系外国人を比較的日本に住む歴史が浅いことなどから「ニュー・カマー」との枠組で区分しながら論

考する研究や報道が多かった。しかし、そのニュー・カマーの中でもこのように家族一人ひとりの母語や背景となる文化が違うことや、また、中国や韓国・朝鮮から日本に来た人々についても戦中・戦後を通じて日本に住み、中には帰化した人もいる一方で、昨今、新たに中国であれば東京の池袋周辺、韓国・朝鮮の人であれば新宿・大久保周辺に移り住んだという「新たなニュー・カマー」も増えていることから、「オールド」と「ニュー」の定義づけを短絡的に行うことは避けるべきであるといえよう。

また、「オールド・カマー」と「ニュー・カマー」の位置づけについては、諸説あるものの、次のような見方が定着している。佐久間によると、「オールド・カマー」については、そもそも「カマー」とは「当人の意思で『来る人、来た人』のことである。(中略) オールド・カマーに関しては、当人の意思ではなく『連行』された人もいただろうし、それ以上に三世、四世、ときに五世も対象になるので、自らの意思どころか、日本生まれの人も多い。このような事情を配慮するとカマーといういい方は誤解を招き、むしろ、『オールドタイマー』とすべきかもしれない」と考察している<sup>(16)</sup>。そして、「オールド・カマーですら多くの人にはわかりづらいのに、オールドタイマーはもっとなじみが薄いと思われるので」と断った上で、自著において「オールド・カマー、ないしは旧植民地住民と記している」と述べている。そこで本稿においても「オールド・カマー」は「旧植民地時代の住民」と定義することとする。しかし、佐久間も指摘しているように、「在日韓国・朝鮮人を一例に挙げると、戦前までの朝鮮半島出身者には在日朝鮮人を、戦後朝鮮半島が分断されたあとは、その政治性・歴史性を意識しつつ在日韓国・朝鮮人を、近年のニュー・カマー韓国人も含む場合や区別の要のないところは在日コリアンとした」と指摘しているように、旧植民地以後も、それぞれの区分が分かれることを意識しておく必要があると思われる。

一方、「ニュー・カマー」については、1970年代以降に来日した外国人と定義したい。伊藤によると、「海外の事例とくらべてみた場合、日本へのアジア女性の流入は、七〇年代以降に拡大した、アジアにおける日本の経済的

プレゼンスとの関連という点でアメリカの例に通低する部分がある」として  
いることに依拠できる<sup>(17)</sup>。その後、1980年代になり、アジアの若い女性が  
つぎつぎに日本の「性風俗」産業に参入していく姿を指して「からゆきさ  
ん」をもじった造語として「ジャパゆきさん現象」となり社会問題化され  
た。政府などの公共機関では、そのころから「外国人労働者」という言葉が  
用いられるようになったとみられる。1987年ごろにいたるまで、「外国人労  
働者」の流入はフィリピン、タイ、台湾といった東南アジア諸国の女性によ  
り起こり、その後、韓国、中国などの東アジア諸国からの女性がこの流れに  
加わっているとされている。1980年代ごろからの外国人労働者の流入には  
始まり、2000年代はまさに「グローバル化」の時代とされ、ニュー・カマー  
の状況も変化してきた。

このような住民の多文化化に伴い、「多文化共生」という言葉が中央政府  
や地方自治体などにおける外国人住民支援のスローガンとして普及してい  
る。「多文化共生」の概念が登場したのは、実際には、1995年の阪神・淡路  
大震災のときで、外国人被災者支援をきっかけにニュー・カマー住民支援施  
策の重要性が市民活動の中で提起された。実際は、被災地に住む外国人に母  
国語で情報提供するコミュニティ・ビジネスとして、例えば、当時、現地で  
「外国人地震情報センター」として開設され、同年10月に「多文化共生セン  
ター」として改称されたころから、「多文化共生」の言葉が使われ始めた  
と推察できる<sup>(18)</sup>。現地では、韓国・朝鮮語やタガログ語、スペイン語、ポ  
ルトガル語といった多言語による防災情報を流し続けたコミュニティFM放  
送が活動を開始していた。

一方、公的な立場では旧総務省が2005年6月から「多文化共生の推進に  
関する検討会」を設置し、翌年の2006年3月に『「多文化共生推進プログラ  
ム」の提言』として出された報告書<sup>(19)</sup>の中で多文化共生について、「国籍  
や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係  
を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」と定義し、そ  
のころから、政府や地方自治体など行政府の側が積極的に用いてきた公式的

ないわば行政用語として定着してきたと考えられる。

しかし、本稿でも研究対象の中心と据えている学校などの教育現場を中心にみると、「多文化共生」概念は行政府の提言より以前にみられる。例えば、佐久間は自身の調査研究の中で、学校教育現場に焦点をあて、「多文化共生とは何か」を考察している<sup>(20)</sup>。その中では、外国人児童・生徒を受け入れている学校の教師は一同に「日本人とはいっさい区別しておりません」、「日本人と同じように扱っています」とよく説明されることを例に挙げ、「国際化とは、自明のものとしてされている日本の学校文化を絶対化せず、相手の文化を理解し相互交流、対話を行うところに成立する」と主張している。例えば日本の学校ではピアスなどは単なる装飾品とみなされ、認めていないが、日系人がピアスをするのは単なる装飾品ではなく、「健康や安全を祈願した保身的かつ儀式的意味合いをもつ」ものであり、同化させるだけが学校教育ではないことを指摘している。アイヌや沖縄の人々など日本の伝統的な「ナショナル・マイノリティ」に対しても、在日韓国・朝鮮人の人達のような「エスニック・マイノリティ」に対しても「多様性は豊かさの表れ」であり、自国の文化だけを絶対化しないで、異質な文化の理解を通して自らの文化を豊かにしていくという多文化の視点が欠けていると指摘している。要するに「違いを違いとして受け止め、自らも豊かにする」方法を「多文化共生」と定義づけられるのではないだろうか。この対極的な考え方としては「一人一人の個性を認めず、みんなを『同化』の対象として扱い、評価する、これまでの学校文化のようなもの」といえるかもしれない。

しかし、塩原が論じるように「日本はかつては単一民族であったが、ニュー・カマー外国人住民の増大によって多文化化してきた、それゆえ日本は多文化共生社会をめざさなければならない」とする「単一民族社会から多文化共生社会へ」という「物語」は「事実ではない」という考えも十分に成り立つ。これは前述したように「オールド・カマー」と「ニュー・カマー」の区分が現実的ではなくなってきたこととも相まって、例えば、「和人」とされる日本人の侵略を受けながらも独自の文化を築いてきたアイヌ民族や

薩摩藩の侵略を破りつつ「ヤマトンチュ（本土の人々）」とは独自の王朝を築いた琉球王国の存在をはじめ、第二次大戦後における在日コリアンの存在はこうした事実と異なるという塩原の見解とも一致するものである。

塩原は、多文化共生を論じる場合、「単一民族神話」が一定の影響力を保ち、「日本独特」の社会観を打破し、米国やオーストラリアといった多民族国家のように「多様性の中の統一」を目指そうとする動きがある。また、一方で、元来同質的で閉鎖的な日本が多民族社会を目指すのは無理があるという意見があるが、「同質性を重視するのが日本の特殊性」であるという「思い込み」は共有されていると指摘している。そして「同質性」を重視する「単一民族神話」も「共通性」を重視する多様性の中の統一としての「多文化共生」も、ある国家の「ネーション（民族・国民）」の拠り所をどこに求めるかの違いにすぎず、ナショナリズムの一種であると指摘している。このように安易に「多文化共生」の用語を用いることは避けるべきであることは否定できないともいえる。確かに「多文化共生」というと誰もが助け合って「共に生きる」社会ということを連想し、シティズンシップが働いている社会を想定しがちである。しかし、考え方によっては政府が中心として連呼する多文化共生はある意味で「同化」と同じ意味とも言え、安易にその言葉を用いることは危険を伴うともいえる。

また、塩原は、「多文化共生」と同じく「単一民族神話」が一般市民に浸透した象徴的な社会通念として、「日本は貧富の差がない平等社会である」という根強い信念の「一億総中流」という考え方を挙げる<sup>(21)</sup>。こうした考えを塩原は「自分の社会を見る際にかけていた色眼鏡」として、民族的・社会的なマイノリティが社会の中で依然として不利な立場に置かれる傾向があることに変わりなく、「多文化主義」や「多文化共生」を唱えることが「現実から私たちの目をそらす結果になってはいけない」と指摘する。

また、日本国内における移民受入れ問題についても人口減少時代を背景に賛否両論が見受けられるが、日本政府は正式には「移民」を認めていないのが現状である。2015年6月にまとめた新成長戦略の方針を示す際、外国人

労働者の受入れについて、人手不足が深刻な建設業や介護職で増やす方針を示したものの、中長期的な外国人活用のあり方について「移民政策と誤解されないよう配慮しながら具体的な検討を進める」とするなど、日本政府は「移民」は当面認めない方針である<sup>(22)</sup>。

一方、現実問題としては、外国人労働者とその家族が増えている現状を受け、政府や経済界も多文化共生に関連する施策を打ち出すようになった。例えば、2000年には法務省から「第二次出入国管理基本計画」が出され「外国人を必要な人材として迎え入れることになる」とすれば、安定した地位と整備された生活環境、そして定着化の支援を行っていくことにより、日本人と外国人が円滑に共存・共生していく社会づくりに努めていく必要がある」と明記した。また、2010年の第四次計画でも「出入国管理行政としても、国民の安全・安心を守りつつ、我が国社会の活力及び国民生活の維持・向上に寄与し、外国人との共生社会の実現に貢献していく必要がある」と示した。

2006年には関係各省庁が参加した、外国人労働者問題関係省庁連絡会議は、従来の労働力確保や治安維持の観点とは違う、「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を打ち出し、ここで、「生活者」との文言が盛り込まれた。

日本経団連の「外国人受け入れに問題に関する提言」（2004）年や「第二次提言」（2007年）では「外国人が有する多様な価値観や経験・ノウハウを活かすことで、国民一人ひとりの『付加価値創造力』を高めていく、多文化共生をベースにした経済社会づくり」が提唱され、「生活者」としての外国人労働者の受け入れと彼らとの共生は不可避とされている。

例えば、政府・与党が発足させた委員会の文書の中においても、「『移民』とは、入国の時点でいわゆる永住権を有する者であり、就労目的の在留資格による受け入れは『移民』には当たらない」との定義をした上で、外国人、とくに労働者の積極的な受け入れを提言している<sup>(23)</sup>。とくに「国家戦略としても人口が減少する中で我が国の活力を維持するためには、外国人に今以上に活躍していただくことが必要であり、そのような観点から、現在の外国

人労働者数を倍増しても対応できる制度を構築すべきである」と述べていることは、「多文化共生」の文言は用いておらず、「移民政策ではない」という方向付けを強調しているものの、外国人受け入れを積極的に行うことを政府・与党としても容認していることが伺える。

これらの動きは、一見すると「同化」策が強化されているようにも見て取れる。しかし、前述したような「単一民族神話」とは程遠い、事実上の「多文化共生」施策が、政府の側からも市民の側からもその考え方が変化していることを意味するのではないだろうか。これは今後述べるような、公教育の現状と市民活動のあり方からも伺えるのではなかろうか。

### 3 公教育と教育行政のあり方の考察

地方自治体においては、外国人の子ども達について、それぞれ工夫をして授業内容を決めている。前述したように、これを「多文化共生」の制度として実施しているケースが多くみられるようになった。しかし、これらは小中学校を中心とした義務教育機関においてであり、つまりは公教育において正規の授業またはその枠を越えてでも、義務教育施設内において実施されていることになる。それでは「公教育」とはどのようなものなのだろうか。

中世ヨーロッパにおいては寺院などでの読み書きを教える機会があり、市民革命期のヨーロッパではこのような「私教育」に代わりすべての国民に対して必要な基礎教育（普通教育）を公的に保障する「公教育」が成立した<sup>(24)</sup>。

そして、公教育のあり方は、国や時代により大きく異なるが、個人の教育を受ける権利を公的に保障する公教育と、国家を構成する成員を教育することを目的とした国民教育という2つの考え方が存在し、実際の公教育制度には、両方の意図が反映されている。

これらの考え方からすると、外国人集住都市の公立学校における外国人児童・生徒に対する日本語の補習授業や「特別の教育課程」としての課外授業などは、外国人の子どもといえども日本に「生活者」として移り住む限り

は、「教育を受ける権利」を保障している。また、現在は、かつていわれたように一時的に仕事をして賃金を稼いだら短期間のうちに母国に帰国することを前提として来日していた「デカセギ労働者」ではなく、家族ともども長期に滞在する外国人とその子ども達が多数来日していることから、国家を構成する成員を教育する意味合いが含まれているのではないかと考えられる。

具体的には、戦後の教育改革は、新たに制定された日本国憲法と教育基本法に基づいて進められた。日本国憲法 26 条では、親が子どもを就学させる義務を規定すると同時に、教育がすべての国民に与えられた権利として保障されたとされている<sup>(25)</sup>。

こうした憲法の精神からしても、各自治体の取り組みは、子どもを就学させる義務と教育を受ける権利に則ったものであるといえよう。

確かに、日本の義務教育は日本の国家社会の形成者の育成という役割をもつことから、就学義務は日本国籍を有する保護者に課されており、外国人の保護者には就学義務が否定されているのが国の見解とされる。文部科学省は現状では「外国人の子供たちが公立学校に就学しやすい環境の整備のために」、市町村教育委員会において「日本の学校制度や無償で就学できることの情報の提供など様々な支援を行って」おり、今後もそれを支援していく、とするにとどまっている<sup>(26)</sup>。

しかし、1990 年の改正入管法の施行により前述したような「ニュー・カマー」のうち、とくに南米系日系人を中心とする「外国にルーツをもつ人々」が大幅に増え、さらに、昨今、さまざまな国や地域から移り住んでいる外国人の子どもたちの中には、日本で生まれ育ち、日本の小中学校に通学する子どもが増えていることは、明らかに日本の国家社会の形成者と言え、義務教育の精神に則るべき課題となっているとも解釈できる。

一方、国連人権規約（1966 年 12 月 16 日国連総会採択）をみると、①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）」と②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）」、そして、③「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」の 3 種類の文書から成立しており、日

本は①と②に批准し加盟している。

①のA規約13条は「教育についてすべての者の権利を認める」ことを規定した上で、初等教育（義務制・無償制）、中等及び高等教育（無償教育の漸進的導入）、奨学制度の整備等の具体的目標を明示し、その実現を締約国に課している<sup>(27)</sup>。

ところが、日本政府は外国人学校の設置認可に関し、戦後一貫して否定的な態度をとり続けてきた。いずれの場合も正規の学校（いわゆる学校教育法による「一条校」）としては認めない立場をとっている。実際には、学校教育法83条の各種学校として地方自治体による認可を経て、運営されているケースがかなりあるが、それは監督官庁としての都道府県が認可しているのであり、政府としての文部科学省（旧文部省）は否定的という強い言い直しになるかもしれないが、地方自治体よりは積極的に前に出て推し進めてきたとは言い難い状況であった<sup>(28)</sup>。

外国人学校についての考察は別の機会に譲るが、確かに公立小中学校で実施してきた外国人の児童や生徒を対象とした学習支援の機会である「虹の架け橋教室」などについても、実質的には地方自治体が運営しているものの、実際は文部科学省などの国家予算を組んで行われていることから、政府も外国人の子どもに対する教育の義務や権利について全く関知していないとは言いきれない。むしろ、公教育の役割として、地方自治体と同じレベルで、国家や政府の関わり方が昨今、顕著になってきているといえるのではないだろうか。

それに関して2017年2月、いわゆる教育機会確保法が施行されたが、その中には現在、外国人の子ども達が多く通学している夜間中学に関する記述が存在するとともに、こうした記述は公教育としての夜間中学における多文化共生の実践の必要性が裏づけされているといえる。そうした動きをみると、必ずしも国が多文化共生に「及び腰」というわけではなく、法律を制定して夜間中学を率先して各地に開設しようとしている政府の動きがあることが認識でき、その動き自体は評価することができる。

しかし、現状は「多文化共生」を政府や地方自治体の分け隔てなく、推進すべき時代に推移していることから、多文化共生社会を推し進めるため、まずは、明確な形として多文化共生社会を象徴する夜間中学に光が当たっている現状を踏まえる必要がある。以下、現在の夜間中学はどのような状況なのであるのかを考察していきたい。

#### 4 夜間中学の先進事例

夜間中学（正式には中学校夜間学級）は、戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由で就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒のため作られ、1960年代ごろには全国で80校以上あったが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、現在は8都道府県に31校が設置されている<sup>(29)</sup>。例えば、東京都内においては2016年10月現在、生徒総数は前年より40人増え、473人になった。特に、「新渡日」と分類されるネパール国籍生徒が前年より45人増え、152人となり、前年比1.5倍の増加となり、中国籍生徒125人を大きく超えた<sup>(30)</sup>。

東京都葛飾区内にある区立F中学は、1947年の学制改革に伴い、葛飾区立中学として発足。1953年4月に夜間学級が開設された。そのうち日本語学級は1998年に開設された<sup>(31)</sup>。

このF中学は東京地区では夜間中学として最初に開設されたA区内の中学に続いて開設する形で開かれた。当時の葛飾区は玩具や皮革加工の盛んな地域であって、零細な町工場が多く、そこで働いて登校できない子どもが多かった。中学校の長欠率は約5%に達していた。そうした家庭ではみな生活が苦しく、教師が子どもの登校を勧めに家庭訪問したところ、「よけいなことをするな。ほっといてくれ」と、親にどやされた話まで残っているということである<sup>(32)</sup>。また、同書によると、葛飾区では教師らが区にかけあい、やっとコッペパン一個と脱脂粉乳の給食が、開設後1年半たった1954年11月から実現した。しばらくしてジャムかマーガリンが添えられることが決まったということである。

F 中学の夜間学級には 2017 年 7 月現在、「通常学級」に 30 人、「日本語学級」に 22 人の計 52 人が在籍している<sup>(33)</sup>。国籍別ではネパールが 19 人で最多であり、次いで日本が 10 人、中国が 12 人、フィリピンが 5 人、韓国とタイが各 2 人、そしてインドとエチオピアが各 1 人の内訳である。平均年齢は「通常学級」が 25.8 歳であるのに対し「日本語学級」は 19.9 歳。計 52 人中 27 人が何らかの仕事に従事している。居住地は地元葛飾区が 29 人と最多で、次いで北区、荒川区、江戸川区、豊島区、足立区、杉並区、千葉県松戸市など、おおそ葛飾区周辺地域が多い。2017 年 3 月に卒業した 18 人の進路状況は、都立全日制高校への進学者が 1 人、都立定時制高校への進学者が 7 人のほかは就職（継続）している者が 10 人である。

「日本語学級コース」は習熟度別に 4 クラス（E・F・G・H コース）を設置しているほか、日本語学習が全く初めての生徒がいる場合には別コースにより学習に慣れるまでの対応を行っている。4 クラスはそれぞれ日本語の習熟度にあわせ、E コースが入門期（基礎的な内容でゆとりをもたせる）、F コースが初級（基本的な言葉が中心）、G コースが中級（ほぼ日本語のみの授業）、H コースが上級（高校進学希望にも配慮）の日本語学習の授業を実施している。同校の現状から①多種多様な国籍、幅広い年齢、②日本語習得能力、学力の違いなど個に応じた教育活動の展開、③外国籍生徒の日本語以外の各教科に対する学習意欲の向上、④学校生活と仕事及び家庭生活の両立に向けての支援、④全日制高校等進学希望に対する進路指導の充実、などが課題とされている。

このような状況は、とくに東京都を中心とする首都圏の公立中学夜間学級においてみられる現象である。そうした中で、2017 年 2 月にいわゆる教育機会確保法が施行されたこととも相まって、各地に公立夜間中学が復活する兆しが出てきた。具体的には埼玉県川口市と千葉県松戸市に 2019 年 4 月、公立夜間中学が開設され、同法施行後の先行事例として動き始めることになった。しかし、この二地域では、法律に裏づけされた教育行政が学校開設に動くまでに、市民活動として「自主夜間中学」の運動が長年にわたり繰り

広げられていた。実際、子どもたちに日ごろの教科学習や日本語を教えながら、正式な夜間中学開設の実現を訴え続けてきた経緯がある。

## 5 市民活動としての自主夜間中学の先進事例

埼玉県内における自主夜間中学と夜間中学開設に向けた市民運動は1980年代にまでさかのぼることができる。本稿では、2019年4月に市内に公立の夜間中学が開設される直接・間接的なきっかけを作っていると推察できる埼玉県川口市の自主夜間中学の現状に絞って考察を進めたい。

2019年4月の公立中学夜間学級開設を前に、川口自主夜間中学には生徒約50人が学んでいる<sup>(34)</sup>。日本人は10代から20代そして70代の生徒がおり、外国人が約45人と大半を占める。中国が最多で約30人、次いでベトナム、フィリピン、ネパールの順である。「教師」は「スタッフ」と呼ばれる市民ボランティアであり、元教師や民間企業定年者、研究者のほか現役の会社員や家庭の主婦なども活動している。ボランティアは地元の川口市を初めとする埼玉県内やその他首都圏からも駆けつけている。外国人中学生については各教科の学習を行いながら、日本語も習得する。日本語教室については、20代から70代までが主流で、最終的には日本への留学や就労目的であることも少なくない。男性はIT関係や製造業の民間企業で働いている人が多く、また、女性はパート従業員が比較的多いとのことである。川口の自主夜間中学は、火曜日はJR川口駅前の公共施設である、「川口パートナーズステーション」、金曜日は「幸栄公民館」で開かれている。

特に県内蕨市にある団地には9割程度の住民が外国人であり、外国人同士の情報ネットワークにより自主夜間中学の存在を知る外国人も少なくないとのことである。

教科はマンツーマン方式の授業であり、教師役の「スタッフ」は当日来られる人が担当する。基本的に一人の生徒をみることにしている。外国人生徒の日本語学習は初歩的な日本語を教材とともに学んでいる。さらにバイリンガルのスタッフもいて、英語や中国語が堪能な人もいるとのことであっ

た<sup>(35)</sup>。

筆者がスタッフとして参加しているこの学級では、明らかに外国人参加者が多いことがわかった。外国人参加者は主として、川口市が作成している市民活動としての日本語学習教室の一覧表からこの自主夜間中学を選んで参加する人や、同じ国出身の友人から誘われて、あるいは母親同士の情報共有をもとに子ども連れで参加する人など、参加のきっかけがさまざまであることが判明した。また、学習体制については、毎回ほぼ必ず参加する生徒については、特定のスタッフが担当する場合もあるが、参加日程が不規則な生徒も少なくない。学習内容は生徒によりさまざまで、日本語の基本的な会話を実際にスタッフと会話をしながら学んだり、日本語能力試験の問題集を自ら持参してテキストとして使用したりする人など、個別のニーズに応じた学習支援を行っている。スタッフの側が日本語学習に相応しい本や新聞記事を持参する場合もある。また、すでに日本に來日して長期にわたり、日々の仕事や生活には語学の面では支障がないものの、あえて参加する生徒もいるが、たいいそうした人達は「生の日本語会話をさらに習得したい」といった理由が多い印象である。

一方、2019年4月に開設予定の川口市立の中学夜間学級については、「川口市立柴西中学陽春分校」として川口市立県陽高校が他の市立高校との統廃合後に跡地として残った校舎を開校後2年間使用し、その間、耐震工事をして、3年後からは統廃合後の旧市立柴園小学校の跡地に建設する新校舎を使うことになっている。こちらは通常の中学校と同じく国語や数学から体育など昼間の中学と同じ教科を学習し、3年間の課程を修了すれば中学卒業の資格を取得できる。

川口市の場合、新設される夜間中学には、開設準備段階の2018年8月時点では、給食が出ないなどの解決課題を抱えていた。埼玉県内に川口市以外にもさらに夜間中学を発足させる運動を続けるため、市立夜間中学の開設後も自主夜間中学と運動団体である「埼玉に夜間中学を作る会」は引き続き活動をしていく方針を示している。

## 6 公教育と市民活動の連携の必要性—むすびにかえて

文科省の有識者会議の報告書<sup>(36)</sup>では「グローバル化の進展に伴う我が国における在留外国人の増加、出身国の多様化、国際結婚等による外国にルーツを持つ日本人の増加等の状況を受け、学校における児童生徒の多国籍化・多文化化が今後一層進展すると考えられる。我が国の学校において、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育がますます求められていく中、外国人児童生徒教育はその中心的な課題として捉えるべきである」としている。

これまで多文化共生施策というと行政と地元NPO、またはボランティアが協力して推し進めていく形が理想的とされてきたが、前述したような自主夜間中学や公立夜間中学における外国人生徒の学習支援がすでに始まっていることから、これまでの多文化共生施策のレベルとは一歩進んだ考え方が必要である。福島は「アジアやアフリカでの教育事情とは違い、日本の識字率は99%と高い数字が示されることがある。しかし、100%ではないことを見落としてはならない」と指摘した上で、夜間中学の必要性を説くとともに、「全国的にみれば数十万人、あるいは百数十万人にのぼる夜間中学対象者を教育行政は積極的に受け入れようとはしていない現状にある。一日も早く夜間中学増設をする責任がある」と述べている<sup>(37)</sup>。夜間中学は、教育機会確保法施行により、改めて注目されるに至っている。しかし、前述したように2019年に新設される公立夜間中学がどこまで現代社会や人々のニーズに応えられるかは不透明な部分がある。そこで、市民活動、具体的には自主夜間中学のような存在が「役割を終えた」訳では決してなく、むしろ学校教育やそれを先導する教育行政と連携・連動した立場になりうるのが理想的な形であると言える。

外国にルーツをもつ子どもを受け入れる重要な役割を担いながら、動き始めた公立夜間中学と「自主夜間中学」の社会的な意義について、さらなる研究を進めていきたい。

## 【註】

- (1) 厚生労働省「平成 29 年（2017）人口動態統計の年間推計」（2017 年 12 月）  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai17/dl/2017suikai.pdf#search=%27%E5%90%88%E8%A8%88%E7%89%B9%E6%AE%8A%E5%87%BA%E7%94%9F%E7%8E%87+2017%27>（2018 年 8 月 17 日閲覧）
- (2) 内閣府「平成 30 年版高齢社会白書（全体版）」  
[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/zenbun/pdf/1s1s\\_01.pdf](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf)  
 （2018 年 8 月 17 日閲覧）
- (3) 法務省入国管理局「平成 29 年末における在留外国人数について（確定値）」（2018 年 3 月）  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00073.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00073.html)（2018 年 8 月 17 日閲覧）
- (4) 内閣府「日系定住外国人施策の推進について（概要版）」  
<http://www8.cao.go.jp/teiju/suisin/sesaku/gaiyou.html>（2018 年 8 月 17 日閲覧）
- (5) 自由民主党政務調査会「労働力確保に関する特命委員会『『共生の時代』に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方』（2016 年 5 月）  
<https://www.jimin.jp/news/policy/132325.html>（2018 年 8 月 17 日閲覧）
- (6) 外国人集住都市会議 <http://www.shujutoshi.jp/gaiyou/index.htm>  
 （2018 年 8 月 17 日閲覧）
- (7) 朝日新聞「移民に『賛成』日本 51%」2015 年 4 月 18 日付 P7
- (8) 読売新聞「移民に反対 61%」2015 年 8 月 26 日付 P12
- (9) 「平成 29 年警察白書 統計資料」  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h29/data.html>（2018 年 8 月 17 日閲覧）
- (10) 天城勲『学習：秘められた宝 ユネスコ「21 世紀教育国際委員会」報告書』（1997 年 6 月 20 日）ぎょうせい P76
- (11) 朝日新聞「夢続く 外国人学校認可へ県が『静岡方式』」（2004 年 3 月 21 日付静岡版）
- (12) 文部科学省「別添 3 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1380960.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380960.htm)  
 （2018 年 8 月 17 日閲覧）
- (13) 塩原良和「外国につながる子どもの教育」、中川正春・宮島喬・石原進・鈴木江理子・藤巻秀樹編、『別冊環②』（2014 年 7 月）藤原書店 P250-255
- (14) 塩原良和『共に生きる 多民族・多文化社会における対話』（2012 年 7 月）弘文堂 P22-33
- (15) 筆者は 2002 年 9 月から 2005 年 3 月まで H 市に在住し、主に南米系外国人学

校が各種学校として静岡県から認可される課程を取材者として関わった経験がある。

- (16) 佐久間孝正『在日コリアンと在英アイリッシュ』（2011年5月）東京大学出版会 「はじめに (vii)」の部分
- (17) 伊藤るり『「ジャパゆきさん」現象再考—八〇年代日本へのアジア女性流入、梶田孝道・伊藤谷登士翁編『外国人労働者論—現状から理論へ』（1992年7月）弘文堂 P293-297
- (18) 吉富志津代『多文化共生社会と外国人コミュニティの力』（2008年10月）現代人文社 P130-151
- (19) 総務省「報道資料『多文化共生プログラム』の提言」（2006年3月）の中の『『多文化共生の推進に関する研究会』報告書』P5
- (20) 佐久間孝正「滞日外国籍児童・生徒の未就学・不登校に関するエスノグラフィックな調査研究」（2003年3月）（2001年度～2002年度科学研究費補助金基盤研究C2、課題番号13610232）P13-21
- (21) 前掲（14）P32-33
- (22) 日本経済新聞「外国人受け入れに力点 新成長戦略方針」2015年1月25日付、2頁
- (23) 自由民主党政務調査会 労働力確保に関する特命委員会『『共生の時代』に向けた外国人労働者受け入れの基本的考え方』（2016年5月）
- (24) 横井敏郎編著『教育行政学—子ども・若者の未来を拓く』のうち岡部敦「第一節 日本の公教育制度」（2014年9月20日）八千代出版 P101-102
- (25) 前掲（24）P104
- (26) 江澤和雄「就学義務制度の課題」『レファレンス』No.712（2010年5月）国立国会図書館調査及び立法考査局 P29-52
- (27) 馬越徹『比較教育学—越境のレッスン』（2007年6月25日）東信堂 P325-326
- (28) 前掲（27）P326
- (29) 文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室「夜間中学の設置・充実にむけて」『教育委員会月報No.812』（2017年5月）文部科学省
- (30) 東京都夜間中学校研究会調査研究部「2016年度東京都夜間中学校生徒実態調査」P18。同調査では、夜間中学に通う生徒について、「若年」（入学時20歳未満の日本人）、「青中高」（入学時20歳以上の日本人）、「引き揚げ」（戦前・戦中に中国・朝鮮半島等に渡り、戦後帰国出来なかった者など）、「難民」（難民条約による入国者）、「在日韓国朝鮮」（植民地政策により日本に住むことを余儀なくされた在日韓国・朝鮮人）、「移民」（移民として南アメリカ等に

渡り、その後日本に帰国した者)、「新渡日」(前期の分類に属さず、国際化に伴い諸事情によって来日した外国人)、「その他」(いずれの分類にも属さない、例えば「新渡日」二世等の日本で育った外国籍生徒)などと分類している。

- (31) 東京都葛飾区立 F 中学校 H P  
<http://school.katsushika.ed.jp/futaba-j/html/index.cfm/1,72,19,161,html>  
 および葛飾区立 F 中学校夜間学級 H P  
<http://school.katsushika.ed.jp/futaba-j/html/index.cfm/1,0,20,158,html>  
 (2018 年 8 月 24 日閲覧)
- (32) 江沢穂鳥『よみがえれ、中学』(1992 年 9 月) 岩波書店 P17-19、著者の江沢氏自身が 1970 年代から 80 年代にかけ F 中学夜間学級の教諭として勤務した。
- (33) 「平成 29 年度葛飾区立 F 中学校夜間学級概要」
- (34) 2018 年 3 月 30 日に実施した、川口自主夜間中学代表・金子和夫氏への聞き取り調査に基づく
- (35) 筆者は、川口自主夜間中学代表の金子和夫氏との協議の上、2018 年 4 月より教師役のボランティアである「スタッフ」として毎週火曜日または金曜日に活動することとし、「生徒」として参加する外国人に対する聞き取り調査を随時、続けてきた。男性、女性とも日本語学習を希望する「生徒」は様々な年齢層で、家庭的な事情や境遇を抱えていることがわかった。
- (36) 文部科学省「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」『学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)』
- (37) 福島俊弘「夜間中学の窓から見える私たちの社会」『天理大学人権問題研究室紀要第 18 号』(2015 年 3 月) P62-63

Considering Public Education and Civic Activities  
in a Multicultural Society  
—The Movement toward Establishment of Public Evening Middle Schools—

Fumio OSHIGE

**ABSTRACT**

A movement has arisen to establish public evening middle schools, leading to the question of what roles public education and civic activities should play. The concept of a “multicultural society” has become established firmly as an administrative term. Traditionally, it has been understood to refer to a method of enriching one's own society through acceptance of differences, as opposed to assimilation. In April 2019, public evening middle schools will open in the cities of Kawaguchi and Matsudo. Behind the development of these new schools were the efforts, continued over many years, of independent evening middle schools operated as civic activities. At the independent evening middle school in Kawaguchi in particular, Japanese volunteers can be seen teaching the Japanese language on a one-on-one basis to increasing numbers of foreign residents of the area. A subject of interest is the degree to which expertise from the independent evening middle school in Kawaguchi will be put to use in the planned new public evening middle school. It would be ideal if the public middle evening schools and independent evening middle schools were to cooperate in the future.